大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例 手引き様式第5号その1【参考様式】

(第1面/全2面)

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

本票は、土砂搬入報告書(規則様式第9号)に添付してください。

許可年月日及び許可番号		
埋立て等区域の位置		
土砂発生元	工事等の名称	
	工事等の施工場所	
	工事等の発注者	
	工事等の発注者に	
	おける本報告に	
	ついての担当者	(所属、連絡先、役職、担当者名を記載してください。)

(第2面/全2面)

(Я С Ш	/王∠囲/	
提出する調査結果等	該当欄	
(法:土壌汚染対策法、生環条例:大阪府生活環境の保全等に関する条例)	に○を	
	記載	
法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第6		
号)及びその添付書類(※1)であって、同条第3項による調査命令が発出されなかったこと		
を確認した記録(※2)を付したもの		
法第 4 条第3項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1		
号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第81条の5第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規		
則様式第23号の8)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの		
法第3条第1項、同条第8項又は第5条第1項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(法		
施行規則様式第1号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第 11 号)及びその添付書類で		
ある法第 14 条第3項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確		
認できるもの		
生環条例第81条の4第1項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様		
式第 23 号の 3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第81条の4第5項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規		
則様式第23号の7の2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できる		
もの		
生環条例第81条の4第6項又は第81条の6第2項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告		
書」(生環条例施行規則様式第23号の7の3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがな		
いことを確認できるもの		
生環条例第81条の6第1項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規		
則様式第23号の9の2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できる		
もの		
生環条例第81条の6第3項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書(管理有害物質)」(生		
環条例施行規則様式第 23 号の 10) 及びその添付書類(※1) で汚染のおそれがないことを確		
認できるもの		
生環条例第 81 条の 21 の 3 に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確		
認できるもの(「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」(平成 23 年 3 月、		
大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課)様式第2号及びその添付書類(※1))		
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(法施行規		
則様式第 15 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの		
生環条例第81条の16第1項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(生		
環条例施行規則様式第23号の13の13)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないこ		
とを確認できるもの		
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認が		
できる書類等(大阪府と別途協議すること)		
添付書類		
	. 48 4	
(添付書類名について記載してく	たさい。)	

- (※1)全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類の み提出してください。
- (※2)変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。もしくは、「法4条3項による調査命令を発出しない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面(ヒアリングの日時、ヒアリング対象者(所属、役職、氏名)、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・職・連絡先も記載のこと。)
- (注)土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく 土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(令和元年10月 大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照してください。